

## 都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 2 日	都筑こ第 4 号 (区長決裁)
令和元年 5 月 1 日	都筑地振第 268 号 (区長決裁)
令和 3 年 3 月 31 日	都筑地振第 1838 号 (区長決裁)
令和 5 年 4 月 1 日	都筑地振第 2098 号 (区長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、都筑区内小学校区においてスクールゾーン内の交通安全及びこどもの安全・防犯対策に取り組む団体に対し交付する都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金(以下、「補助金」という。)について、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

### (交付対象団体)

第 3 条 この補助金の交付対象団体(以下「団体」という。)は、都筑区内小学校区単位でスクールゾーン内の交通安全及びこどもの安全・防犯対策に取り組む団体であるスクールゾーン対策協議会、スクールゾーン・防犯対策協議会、PTA、ふれあいの会及び規約等により上記に類する団体であると区長が認める団体とする。

### (補助対象事業及び経費)

第 4 条 団体が行う以下の活動を補助対象事業とする。

- (1) 小学校区におけるスクールゾーン内の交通安全対策事業
- (2) 小学校区におけるパトロール活動及び普及啓発事業等のこどもの安全・防犯対策事業
- (3) その他区長が必要と認める事業

2 補助対象経費は補助対象事業の実施のため必要とされる経費とする。

### (補助金額)

第 5 条 補助金額は、年間 38,000 円を上限として交付するものとする。ただし交通安全対策事業のみを行う団体については年間 19,000 円を上限とし、安全・防犯対策事業のみを行う団体については年間 19,000 円を上限とするものとする。

2 1 小学校区あたりの申請額の上限は 38,000 円とする。

### (交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体は、都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金交付申請書(第 1 号様式)に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第 2 号様式)
- (2) 収支予算書(第 3 号様式)

2 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号規定により区長が補助金交付申請書へ添付を必要と認める書類は構成員名簿及び規約等組織の内容を示す書類とする。

3 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により、区長が補助金交付申請書へ添付を省略するこ

とができる書類は団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金交付決定通知書(第4号様式)を送付するものとする。

2 区長は、審査上必要があるときは、前条第2項に規定する書類のほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(補助金交付の時期)

第8条 団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部または一部を交付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の請求は、都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金請求書(第5号様式)により行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第10条 団体は、当該年度の事業終了後すみやかに都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金事業報告書(第6号様式)に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 事業決算書(第7号様式)

2 補助金規則第14条第4項の規定により、区長が添付を省略させることができる書類は団体の資産及び負債に関する事項を掲載した書類とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか実施に関して必要な事項については、別途定める。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年3月31日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金交付申請書

年 月 日

横浜市都筑区長

住所：〒

団体名：

代表者職氏名：会長

年度都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金について、下記のとおり申請  
します。

1 申請種別

- 交通安全対策及び安全・防犯対策
- 交通安全対策
- 安全・防犯対策

2 申請額

¥ \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 名簿
- (4) 規約

---

※交通安全対策事業及び安全・防犯対策事業を実施する場合の申請額上限は38,000円です。

※交通安全事業を実施する場合の申請額上限は19,000円です。

※安全・防犯対策事業を実施する場合の申請額上限は19,000円です。

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金事業計画書

事業区分	事業名	実施時期	内容
交通安全 対策			
安全・防 犯対策			

※交通安全対策のみの申請団体については、安全・防犯対策についての記入は不要です。

※安全・防犯対策のみの申請団体については、交通安全対策についての記入は不要です。

(第3号様式)

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金収支予算書

収入の部

(単位 円)

事業名	予算額	説 明
収入合計		

支出の部

(単位:円)

区分	事業名	予算額	説 明
交通安全 対策			
安全・防犯 対策			
支 出 合 計			

※交通安全対策のみの申請団体については、安全・防犯対策についての記入は不要です。

※安全・防犯対策のみの申請団体については、交通安全対策についての記入は不要です。

(第4号様式)

都筑 第 号  
年 月 日

様

横浜市都筑区長

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金を次のとおり交付します。

1 申請種別

- 交通安全対策及び安全・防犯対策
- 交通安全対策
- 安全・防犯対策

2 交付決定金額

\_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 申請の事業実施のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付してください。
- (3) 補助金の使途については、収支を明確にしてください。
- (4) 事業終了後速やかに事業報告書ならびに事業決算書を提出してください。
- (5) 支出額が交付額を下回る場合は差額を返還してください。
- (6) 補助金事業にかかる支出についての帳票類は、事業年度終了後5か年保管してください。
- (7) 虚偽又は不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合があります。

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金請求書

¥ \_\_\_\_\_ . -

ただし、年度都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金として、上記金額を請求します。

年 月 日

横浜市都筑区長

<請求者>

住所：〒

団体名：

代表者職氏名：会長

※口座名義人と請求者が異なる場合、  
請求者の押印が必要です。

<振込先>

金融機関等の名称	銀行 信用金庫 農協	支店
預金の種類	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※請求者（団体代表者）と振込先名義人（口座名義）が異なる場合  
上記振込先口座に補助金を振り込んでください。

代表者職氏名：会長

⑩

(第6号様式)

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金事業報告書

年 月 日

横浜市都筑区長

住所：〒

団体名：

代表者職氏名：会長

年度都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金について、次のとおり報告  
します。

区分	事業名	実施時期	内容
交通安全 対策			
安全・防犯 対策			

※交通安全対策のみの申請団体については、安全・防犯対策についての記入は不要です。

※安全・防犯対策のみの申請団体については、交通安全対策についての記入は不要です。



(第7号様式)

都筑区小学校区交通安全・防犯対策事業補助金事業決算書

収入の部

(単位 円)

事業名	金額	説明
収入合計		

支出の部

(単位:円)

区分	事業名	予算額	決算額	説明
交通安全 対策				
安全・防犯 対策				
支出 合計				

※交通安全対策のみの申請団体については、安全・防犯対策についての記入は不要です。

※安全・防犯対策のみの申請団体については、交通安全対策についての記入は不要です。